

## 別添6 乳用牛繁殖効率化推進事業

### 第1 事業実施主体及び取組主体

- 1 この事業の事業実施主体は、一般社団法人家畜改良事業団及び都道府県域を範囲とする農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合とする。
- 2 一般社団法人家畜改良事業団が実施する事業の取組主体については、別表1のとおりとする。
- 3 その他の事業については、第3の1に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合を取組主体とする。

### 第2 事業の内容

事業実施主体は、取組主体が1又は2の取組を行うために必要な経費について補助するものとする。また、1及び2の取組を実施する。

#### 1 支援金の交付

性選別精液（雌性の遺伝子を含む精子が概ね9割以上のものに限る。以下同じ。）又は調整交配用精液の活用を実践する酪農経営体に対して、乳用種雄子牛の出生頭数に応じた支援金の交付

#### 2 事業推進指導

1の事業の円滑な推進を図るための会議の開催、推進指導等

### 第3 事業の要件

#### 1 生産者集団

生産者集団は、3者以上の酪農経営体等から構成され、次の事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

- (1) 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- (2) 生産者集団の運営に関する事項
- (3) 持続的な生乳生産に関する事項
- (4) 会計並びに補助金の管理及び用途に関する事項
- (5) その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

#### 2 支援金交付対象者

- (1) 第2の1の支援金の交付対象となる者は、3に規定する乳用種雄子牛を生産する酪農経営体であって、3に規定する乳用種雄子牛に係る牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛

個体識別法」という。) 第2条第2項に規定する管理者であることとする。

- (2) (1) の酪農経営体が法人の場合にあつては、独立行政法人、学校法人、宗教法人、試験研究機関、地方公共団体並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の51に規定する農業経営規程を定め、農業の経営を行う者を除く。）は、これに該当しないものとする。

### 3 支援金交付対象牛等

支援金交付対象牛は、(1) 及び (2) の全てを満たす牛とする。

- (1) 牛個体識別法第3条第1項に規定する牛個体識別台帳において、令和5年4月以降に出生した乳用種雄子牛であつて、事業実施主体が別に定める令和6年2月末以前の期日までに出生等を確認できるものであること。
- (2) 乳用種雄子牛は、性選別精液又は調整交配用精液の人工授精により生産されていること。

### 4 みどりのチェックシート

事業実施主体又は取組主体は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、原則として、事業を実施する年度中に1回以上、取組主体又は事業に参加する酪農経営体にチェックシートの作成を指導すること等により、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めるものとする。

## 第4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和5年度とする。

## 第5 事業の実施

### 1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、支援金の交付手続等を定めた事業実施要領を作成して、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。ただし、事業実施主体が事業に参加する酪農経営体のみに対して直接に支援金を交付する場合に限り、事業実施要領の全部又は一部の作成を省略できるものとする。

### 2 事業参加申込書の作成

- (1) 事業に参加する酪農経営体は、別添様式1により、事業参加申込書を作成の上、取組主体又は事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 取組主体は、事業に参加する酪農経営体から提出のあった事業参加申込書を取りまとめ、自ら実施する第2の2の事業の計画と併せ、事業実施主体に提出するものとする。

(3) 事業実施主体は、(2)の事業実施計画に基づき、支援金交付対象者及び支援金交付対象牛頭数を取組主体に通知するものとする。

### 3 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとし、この場合、委託契約を締結するものとする。

## 第6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表2に掲げる補助対象経費及び補助額により、事業実施主体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第7 補助金交付の手続等

### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、取組主体の事業実施計画を取りまとめ、自らの事業実施計画と併せ、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繁殖効率化推進事業）補助金交付申請書及び概算払請求書（以下「補助金交付申請書等」という。）を理事長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繁殖効率化推進事業）補助金交付変更承認申請書及び概算払請求書（以下「補助金交付変更承認申請書等」という。）を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30パーセントを超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第1号の補助金交付申請書等、別紙様式第2号の補助金交付変更承認申請書等又は別紙様式第3号の酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繁殖効率化推進事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

### 4 事業の実績報告

(1) 取組主体は、事業実施主体に対し、当該年度に実施した事業の実績を事業完了後速やかに報告するものとする。

- (2) 事業実施主体は、取組主体から提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績とともに事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繁殖効率化推進事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

## 第9 事業の推進指導

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係機関及び関係団体との連携、事業に参加する酪農経営体に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 取組主体及び事業に参加する酪農経営体は、事業実施主体又は都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、第2の1の事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底及び取組主体又は事業に参加する酪農経営体に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

## 第10 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書等を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書等の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繁殖効率化推進事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額し

た場合は、その減じた金額を上回る部分の金額) を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合(事業実施主体自ら又はそれぞれの取組主体の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であっても、その状況等について、補助金適正化法第 15 条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

#### 第 11 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して 5 年間とする。
- 2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、事業実施主体及び取組主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

#### 第 12 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができる。

別表 1

取組主体
乳用牛群検定全国協議会
公益社団法人北海道酪農検定検査協会
全国農業協同組合連合会青森県本部
岩手県乳用牛群検定推進協議会
宮城県ホルスタイン協会
全国農業協同組合連合会秋田県本部
一般社団法人山形県ホルスタイン協会
福島県酪農業協同組合
茨城県酪農業協同組合連合会
酪農とちぎ農業協同組合
群馬県牛乳販売農業協同組合連合会
一般社団法人埼玉県畜産会
千葉県酪農農業協同組合連合会
東京都牛群検定組合
神奈川県酪農業協同組合連合会
新潟県酪農業協同組合連合会
公益社団法人富山県畜産振興協会
石川県酪農業協同組合
一般社団法人福井県畜産協会
山梨県乳用牛群検定組合
全国農業協同組合連合会長野県本部
岐阜県酪農農業協同組合連合会
静岡県牛群検定協会
愛知県酪農農業協同組合
三重県酪農業協同組合連合会
滋賀県乳用牛群検定組合
公益社団法人京都府畜産振興協会
大阪畜産農業協同組合
兵庫県酪農農業協同組合
奈良県農業協同組合
和歌山県農業協同組合連合会
大山乳業農業協同組合
島根県乳用牛検定協議会

おかやま酪農業協同組合  
 広島県酪農業協同組合  
 山口県酪農農業協同組合  
 徳島県酪農業協同組合  
 香川県乳用牛群検定組合  
 愛媛県酪農業協同組合連合会  
 高知県農業協同組合  
 ふくおか県酪農業協同組合  
 佐賀県農業協同組合  
 長崎県酪農業協同組合連合会  
 熊本県酪農業協同組合連合会  
 大分県酪農業協同組合  
 宮崎県経済農業協同組合連合会  
 鹿児島県酪農業協同組合  
 沖縄県酪農農業協同組合

別表 2

事業の種類	補助対象経費	補助額
1 支援金の交付	事業実施主体又は取組主体が事業に参加する酪農経営体に対して支援金を交付するのに要する経費	定額 ただし、6,000円/頭以内
2 事業の推進指導	1の事業を円滑に実施するための会議の開催、現地調査、推進指導等に要する経費	定額

別添様式 1

年 月 日

酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繁殖効率化推進事業）参加申込書

【令和 年 月 日から令和 年 月 日分】

1 事業に参加する酪農経営体の概要

酪農経営体名（法人の場合は法人名を記載）			
（法人の場合）下記を確認し、右欄に□にレを記入すること。 要綱第3の2の（2）に規定する独立行政法人、学校法人、宗教法人、試験研究機関、地方公共団体並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会には該当しません。			チェック欄 <input type="checkbox"/>
代表者の役職・氏名（上記と同様の場合は省略）			
酪農経営体が所在する住所	〒		
支援金受取口座の情報	金融機関名 預金種類 口座番号 口座名義		

2 事業申請する雄子牛

個体識別番号					
出生日					
性別					
使用した精液の種類					

注1：独立行政法人家畜改良センターが提供する牛の個体識別情報検索サービスの当該子牛のページの写し、授精証明書及び当該授精に使用した精液に係る領収書等の写しを添付すること。ただし、一般社団法人家畜改良事業団が行う事業に参加する場合は、同事業団が保有する個体識別情報及び牛群検定情報を本事業のために利用することを許諾することをもって代えることができる。

注2：支援金の交付を複数回に分けて行う場合、2回目以降の参加申込書の1の事業に参加する酪農経営体の概要における酪農経営体名以外の記載は省略することができる。

別紙様式第1号

令和 年度酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繁殖効率化推進事業）  
補助金交付申請書及び概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度において酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繁殖効率化推進事業）を下記のとおり実施したいので、酪農緊急パワーアップ事業実施要綱別添6の第7の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

また、申請のとおり交付決定されたときは、概算払により金 円を支払われたく、同要綱第7の3の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の別添「令和 年度乳用牛繁殖効率化推進事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		今回概算払請求額	備考
		機構補助金	その他		

1 支援金の交付					
2 事業推進指導					
合計					

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

#### 4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日                      年    月    日  
(2) 事業完了予定年月日                年    月    日

#### 5 振込先金融機関名等

金融機関名    ○○○銀行            ○○○支店  
預金種類        ○○預金  
口座番号  
口座名義

#### 6 添付書類

- (1) 定款  
(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第1号の別添

令和 年度乳用牛繁殖効率化推進事業実施計画

1 支援金を交付するのに要する経費 (単位：頭、円)

都道府県	取組主体名	酪農経営体戸数	対象頭数①	支援金単価 ②	交付金額③ (①×②)	負担区分		今回概算 払請求額	備考
						機構補助金	その他		
合計									

注：事業実施主体自らが取組む場合には、取組主体名欄に事業実施主体名を記載すること。

2 事業推進指導 (単位：円)

取組主体名	取組内容	事業費	負担区分		今回概算払請求額	積算	備考
			機構補助金	その他			
	合計						

注1：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとにその委託費の額を（ ）書きで記載すること。

注2：事業実施主体自らが取組む場合には、取組主体名欄に事業実施主体名を記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繁殖効率化推進事業）補助金  
交付変更承認申請書及び概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繁殖効率化推進事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、酪農緊急パワーアップ事業実施要綱別添6の第7の2の規定に基づき申請します。

また、申請のとおり変更交付決定されたときは、概算払により金 円を支払われたく、同要綱第7の3の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別添「乳用牛繁殖効率化推進事業実施計画」のとおり

(注) 別紙様式第1号の別添に準じて作成すること。

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	事業費① =②+③	負担区分		既概算 払請求 額④	今回概 算払請 求額⑤ =②-④	備考
		機構 補助金②	その他③			
1 支援金の交付						
2 事業推進指導						

(注) 2及び3については別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

4 振込先金融機関名等  
金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店  
預金種類 ○○預金  
口座番号  
口座名義

別紙様式第3号

令和 年度酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繁殖効率化推進事業）  
補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ  
った酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繁殖効率化推進事業）について、下記のとおり  
金 円を概算払により交付されたく、酪農緊急パワーアップ事業実施要綱  
別添6の第7の3の（2）の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 ( 年 月 日現在)			既概 算払 受領 額 ⑤	今回概 算払請 求額 ⑥	年 月 日迄予定 出来高 (⑤+⑥) /②	残額 ②-⑤ -⑥
	事業費 ①	機構補 助金 ②	事業費 ③	機構補 助金	事業費出 来高 ③/①= ④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が  
明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店  
預金種類 ○○預金  
口座番号  
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繁殖効率化推進事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繁殖効率化推進事業）について、下記のとおり実施したので、酪農緊急パワーアップ事業実施要綱別添6の第7の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「乳用牛繁殖効率化推進事業実績報告書」のとおり。

(注) 別紙様式第1号の別添に準じて作成すること。

3 事業に要した経費及び負担区分

(注) 別紙様式第1号の記の3に準じて作成すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号  
口座名義

別紙様式第6号

令和 年度酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繁殖効率化推進事業）に係る  
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和  
年度酪農緊急パワーアップ事業（乳用牛繁殖効率化推進事業）補助金について、酪農  
緊急パワーアップ事業実施要綱別添6の第10の3の規定に基づき、下記のとおり報  
告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。  
返還がある場合、記載すること）

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け 農畜機<br>第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                              | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                      | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3-2）  | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分  
を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）

- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔 〕

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

〔 〕

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料